

新たな県の取り組み

群馬県では条例を新たに制定し、相談窓口を設置するとともに、啓発のための動画教材を制作しています。

令和2年12月「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定

目指すところ 誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会の実現

県の責務 施策の策定・実施

県民の役割

被害者支援の必要性への理解、
インターネットリテラシーの向上

- 被害者を支援する施策
- 行為者（被害者を発生させた者）を発生させないための施策

- 自らが行為者とならないために

誹謗中傷に悩んだら… 相談してください！

相談員が悩みごとや困りごとについて、解決に向けてアドバイスを行います。

また、必要に応じ弁護士による法律相談や臨床心理士による心理的ケアを受けられます（予約制）。

相談時間：月曜日～金曜日の9時～17時
土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休み。

相談料：無料（通話料、通信料は自己負担）

メール相談先：netsoudan@pref.gunma.lg.jp（24時間受付）

電話相談先：**027-897-2953**（16時まで）

詳しくは、県ホームページをご覧ください→



動画教材を制作中

児童生徒のインターネットリテラシーを向上するための動画教材を、令和3年度に学校現場に導入することを目指し、制作しています。



動画で学べること

- ◆インターネットの特性（光と影）
- ◆インターネットの上手な活用方法
- ◆トラブルの対処方法

※その他、インターネットを使って自分で学べる国や民間のコンテンツも紹介する予定です。

家庭での取り組み

家庭でできる、子どものICTリテラシーを高める取り組みを紹介します。

県青少年健全育成条例では…

保護者は

- ・子どものインターネットの 利用状況の適切な把握
- ・子どもの発達状況に応じ、フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法による 適切な管理
- ・子どもがインターネットを 適切に利用できる能力の育成

に努めなければならないと規定されています。



家庭で取り組む4つのポイント

1 ペアレンタルコントロールを活用

保護者が子どものスマートフォンなどの使用状況を把握したり、安全管理を行ったりする仕組みであり、保護者が設定した条件に従い、子どもが使用・視聴する際に一部機能や内容が制限されます。

- ・サービス提供者：OS事業者、アプリ開発事業者など
- ※詳しくは各サービスを調べてみてください。

2 フィルタリングサービスを利用

子どもが有害情報に触れないように、アクセスできるウェブサイトやカテゴリを個別設定できる機能です。

成長に合わせてサービスの範囲を広げるなど、定期的に見直しましょう。

- ・サービス提供者：携帯電話会社など
- ※詳しくは携帯電話会社などに相談しましょう。

3 年齢に応じた家庭でのルールづくり

子どもがインターネットを上手に活用できるように、各家庭でのルールを定めましょう。

ポイント：場所・料金・相手・時間・機能に注目！

→例：使用場所、充電する場所、利用時間の制限、使用料金の上限額

- お互いに納得できるよう話し合う
- 子どもが守れる具体的なルールにする
- 守れなかった時の対応を決めておく
- トラブルの際には保護者に相談するよう決めておく

※成長や生活リズムの変化に合わせてルールを定期的に見直しましょう。



4 保護者自身がお手本に

子どもは保護者が日常的に利用しているのを見ています。

保護者自身が日々進化するインターネットやSNSの危険性を理解し、適切に利用しましょう。



●問い合わせ：総務課 027-226-4526